

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成 23 年大洲市要綱第 54 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）に基づき、大洲市の区域内に存する木造住宅の耐震改修、耐風改修に要する経費に対して、予算の範囲内において大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の耐震改修、耐風改修の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震診断事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成 16 年 7 月 26 日施行）に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (2) 耐震改修工事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱（平成 26 年 7 月 11 日制定）に基づき登録された事業者をいう。
- (3) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅耐震診断事務所が実施する耐震診断をいう。
- (4) 耐風診断 令和 2 年国土交通省告示第 1435 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 109 号の規定（以下「告示基準」という。）への適合性を、「2021 年改訂版瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に基づき判定する瓦屋根の耐風診断をいう。
- (5) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（改修前後の耐震診断結果報告書、計画書及び積算見積書（当該補強工事以外の工事を併せて行う場合にあつては、経費の区分が明確であるもの）を含む。）の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
- (6) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事（補強工事を含む。）で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- (7) 耐風改修工事 告示基準に適合しない瓦屋根に対して、地震・強風に対する安全性の向上を目的として実施する葺き替え工事で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- (8) 耐震シェルター設置工事 地震に対する住宅の倒壊から生命を守ることを目的とし

て実施する耐震シェルター設置工事をいう。

- (9) 耐震改修工事等 耐震改修工事、耐風改修工事及び耐震シェルター設置工事をいう。
- (10) 耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況報告書、写真及び耐震改修工事後の耐震診断結果報告書を含む。）の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
- (11) 耐風改修工事監理 耐風改修工事の監理並びにその中間及び完了の報告図書（工事状況、写真）の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
- (12) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が延べ床面積の半分以上を超えないものに限る。）で、地上階数が2階以下かつ延べ床面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。
- (13) リ・バース60 独立行政法人住宅金融機構による高齢者向け耐震改修融資をいう。（補助事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内の既存木造住宅の所有者（登記事項証明書等により確認できる当該所有者で、親子関係にある者その他当該既存木造住宅に関係がある者として市長が特に認める者を含む。以下同じ。）であること。
- (2) 大洲市の市税を滞納していない者であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が行う市内の既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、耐風改修工事及び耐震シェルター設置工事であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 耐震改修設計にあつては、次のア及びイに掲げるもの
 - ア 耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「総合評点」という。）が1.0未満であるもので、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）において適正と評価された改修耐震診断（改修後の既存木造住宅についての耐震診断をいう。以下同じ。）の結果、総合評点が1.0以上となるものであつて、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けるもの
 - イ 耐震改修工事を実施するもの
- (2) 耐震改修工事にあつては、この要綱の規定による耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次のア～ウに掲げるもの
 - ア 改修耐震診断の結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであつて、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの
 - イ 木造住宅耐震診断事務所により耐震改修工事監理がされるもの

ウ 耐震改修工事を行なった後も居住の用に供されるもの

- (3) 耐風改修工事にあつては、前号の耐震改修工事と併せて実施する耐風改修工事で、次のア～エに掲げるもの

ア 屋根ふき材の脱落防止対策を推進する区域として、大洲市耐震改修促進計画に位置付けられた区域に存するもの

イ 耐風診断の結果、「耐震性・耐風性を確保するためには改修の実施が望ましい」と判断された告示基準に適合しない瓦屋根に対して、葺き替えの結果、建築基準法に適合する屋根構造となるもの

ウ 木造住宅耐震診断事務所により耐風改修工事監理がされるもの

エ 耐震・耐風改修工事を行なった後も居住の用に供されるもの

- (4) 耐震シェルター設置工事にあつては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震シェルター設置工事で、次のア～ウに掲げるもの

ア 大地震時に住宅の倒壊から生命を守るため、公的機関等により安全性の評価を受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたもの又はその他知事が認めるものを設置するもの

イ 耐震シェルター設置工事を行なった後も居住の用に供されるもの

ウ 耐震改修工事を併用しないもの

- (5) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反（補助金の交付申請の時点において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反）がないこと。ただし、耐震改修工事等の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の全部又は一部とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が行う耐震改修工事等で、耐震補強等の安全性の向上に明らかに寄与しないと認められる部分に係る経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 耐震改修設計に係る補助金の額は、補助対象経費（評価に要する費用を含む）の3分の2以内とし、20万円を限度とする。

- 2 耐震改修工事に係る補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内の額とし、115万円を限度とする。ただし、利子補給制度（リ・バース60への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する住宅については、57.5万円を限度とする。

- 3 耐風改修工事に係る補助金の額は、補助対象経費の100分の23以内の額とし、55.2万円を限度とする。

4 耐震シェルター設置工事に係る補助金の額は、耐震シェルター設置工事に係る補助対象経費以内の額とし、40万円を限度とする。

5 前4項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の申込み)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、配置図、平面図等(現況を示したもの)

(2) 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)

(3) 耐震改修設計見積内訳書

(4) 同意書(様式第2号。既存木造住宅の所有が共有である場合又は所有者と占有者が異なる場合に限る。)

(5) 納税証明書(市税を滞納していないことを証明する書類)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の内定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、補助金の内定の適否を決定し、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金内定通知書(様式第3号)又は大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金不内定通知書(様式第4号)により、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

(補助内定事業の変更及び取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の内定を受けた補助事業者(以下「補助内定事業者」という。)は、補助金の内定通知を受けた補助対象事業(以下「補助内定事業」という。)について、内容を変更し、又は取下げしようとする場合は、あらかじめ大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ届出書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ承認通知書(様式第6号)により補助内定事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助内定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震改修設計の完了後、速やかに大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書(様式第7-1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、当該交付を受けようとする耐震改修工事又は耐風改修工事の着手までに交付決定を受けなければならない。

(1) 耐震改修設計に係る次の書類

ア 耐震改修計画書

イ 耐震改修設計図

ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）

エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価証（写し）

オ 耐震改修設計請負契約書（写し）

(2) 耐震改修工事に係る次の書類

ア 耐震改修工事費見積内訳書（当該改修工事以外の工事を併せて行う場合にあつては、経費の区分が明確であるもの）

イ 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第7－2号）（※利子補給制度を利用する場合）

(3) 前号に併せて行う耐風改修工事に係る次の書類（前号の書類と重複する書類は省略することができる）

ア 耐風診断調査票（一次診断）（様式第7－3号）及び耐風診断調査票（二次診断）（様式第7－4号）

イ 耐風改修計画書（様式第7－5号）

ウ 耐風改修設計図（写し）

エ 耐風改修工事費見積内訳書（当該改修工事以外の工事を併せて行う場合にあつては、経費の区分が明確であるもの）

(4) 前2号に併せて行う耐震改修工事監理又は耐風改修工事監理（以下「工事監理」という。）に係る次の書類

ア 工事監理見積内訳書

(5) 耐震シェルター設置工事に係る次の書類

ア 耐震シェルター設置工事設計図書（工事内容が記載されたもの）

イ 設置する耐震シェルターについて、公的機関等により安全性等の評価又は選定を受けていることを証する書類、若しくは安全性を確かめることができる構造計算書（※構造計算書については県の審査を受けたもの）

ウ 耐震シェルター設置工事費見積内訳書

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助内定事業者は、補助金の受領を、耐震改修設計を行った木造住宅耐震診断事務所、耐震改修工事等を行った耐震改修工事業者に委任すること（以下「代理受領」という。）ができる。この場合において、補助内定事業者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書（様式第8号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の可否を決定し、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第9号）又は大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付却下通知書（様式第10号）により、補助内定事業者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定による申請の際に、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第7-2号）が提出された場合には、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（様式第11-1、11-2号）を前項の通知と併せて発行するものとする。

3 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更申請）

第12条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助内定事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）について、金額の変更が生ずる内容の変更又は評価委員会による再評価を必要とする変更をしようとする場合は、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金変更申請書（様式第12号）に、第10条に定める書類のうち変更が生ずる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該変更により補助金の額に変更が生ずるときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書（様式第13号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第13条 交付決定事業者は、補助金の交付申請を取下げようとする場合は、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下げ承認通知書（様式第15号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第14条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、速やかに大洲市木造住宅耐震改修等事業完了報告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。この場合において、補助金の交付申請時に提出している書類について、変更等がないときは、提出を省略することができる。

(1) 耐震改修設計に係る次の書類

ア 耐震改修計画書

イ 耐震改修設計図

ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）

エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）

オ 耐震改修設計請負契約書（写し）

カ 耐震改修設計代金領収書（写し）

(2) 耐震改修工事に係る次の書類

ア 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し）

- イ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し）
- ウ 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
- エ 耐震改修工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- オ 耐震改修工事請負契約書（写し）
- カ 耐震改修工事代金領収書（写し）

(3) 耐風改修工事に係る次の書類

- ア 耐風改修計画書（様式第 7－5 号）
- イ 耐風改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）
- ウ 耐風改修工事写真（耐風改修工事の内容が確認できるもの）
- エ 耐風改修工事請負契約書（写し）
- オ 耐風改修工事代金領収書（写し）

(4) 耐震シェルター設置工事に係る次の書類

- ア 耐震シェルター設置工事竣工図（工事内容の記載されたもの）
- イ 耐震シェルター設置工事写真（工事内容が確認できるもの）
- ウ 耐震シェルター設置工事請負契約書（写し）
- エ 耐震シェルター設置工事代金領収書（写し）

(5) 工事監理又は耐震シェルター設置完了に係る次の書類

- ア 完了時における工事監理（設置完了）報告書（様式第 17 号）
- イ 工事監理請負契約書（写し）

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付決定事業者が、代理受領を利用する場合は、前項第 1 号カ、第 2 号カ、第 3 号オ又は第 4 号エに規定する書類に代えて、耐震改修設計、耐震改修工事等に係る請求書（写し）及び当該請求書の代金から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）を添付するものとする。

（補助金額の確定）

第 15 条 市長は、前条の完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金額確定通知書（様式第 18 号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第 16 条 前条の規定による通知を受けた交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第 19 号）を市長に提出するものとする。

- 2 交付決定事業者が交付決定事業の代理受領を利用する場合は、前項の請求書に補助金の代理受領に係る委任状（様式第 20 号）を添付しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

4 前項の補助金の交付完了後、第2項の規定により補助金の受領を委任した場合に限り、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付完了通知書（様式第21号）により、交付決定事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書（様式第22号）により、交付決定事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修工事、耐風改修工事に係る補助金は、交付しない。

- (1) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅
- (2) 耐震改修工事に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅又は交付の対象となる予定の既存木造住宅

（調査等）

第20条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は本市職員に必要な調査若しくは現地検査をさせることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和２年２月２６日大洲市要綱第８号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２３日大洲市要綱第１６号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日大洲市要綱第６８号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年６月２５日大洲市要綱第１００号）

この要綱は、令和６年６月２５日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日大洲市要綱第２２号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申込者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金申込書

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、
次の事業について申し込みます。

記

申 込 区 分 (※複数選択可)	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事（利子補給制度利用） ☐ 耐震改修工事（耐風改修工事を含む） ☐ 耐震シェルター設置工事
住 宅 所 在 地	大洲市
完了予定年月日	年 月 日 (申込区分のうち、最終の予定完了日を記載してください。)
申込事業に係る見積額 (税抜き)	円
添付書類	☐ 位置図、配置図、平面図等(現況を示したもの) ☐ 木造住宅耐震診断結果報告書（写し） ☐ 耐震改修設計見積内訳書 ☐ 同意書（様式第 2 号） ☐ 納税証明書（市税を滞納していないことを証明する書類） ☐ その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

同 意 書

住宅所有者が、次の建築物の木造住宅耐震改修

等事業を実施することについて、利害関係者として同意いたします。

住宅所在地 大洲市

(住宅共有者)

年 月 日

住所 _____

氏名 (自署) _____

(住宅占有者)

年 月 日

住所 _____

氏名（自署）

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金内定通知書

年 月 日付けで申込みのありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり内定したので通知します。

なお、補助事業の変更・取下げがある場合は、速やかに大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ届出書（様式第 5 号）を市長に提出して下さい。

記

受付番号・年月日	第 号 ・ 年 月 日
内定事業	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事（利子補給制度利用） ☐ 耐震改修工事（耐風改修工事を含む） ☐ 耐震シェルター設置工事
申込者名	
住宅所在地	大洲市
事業費（予定）	
内定の条件	(1) 大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を遵守すること。 (2) 耐震改修等の工事契約及び工事着手については、交付申請を改めて行い、「補助金交付決定通知」を受領した後に行うこと。 (3) 本内容については、内定事業を受託する木造住宅耐震診断事務所又は工事業者に伝えること。 (4) 耐震改修設計は、耐震改修工事を実施しなければ、補助金は交付しない。

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金不内定通知書

年 月 日付けで申込みのありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助について、次の理由により内定ができませんので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

不内定の理由

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申込者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ届出書

年 月 日付で 大都第 号で補助金内定の通知があった
大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金を 変更・取下げ したいので、大
洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申
請します。

記

変更・取下げの内容

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市木造住宅耐震改修等事業内定変更・取下げ承認通知書

年 月 日付けで変更・取下げ届のあった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

住宅所在地	大洲市
変更・取下げの内容	

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

年 月 日付け 大都第 号により内定（変更承認）通知を受けた
大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について交付を受けたいので、大洲市木造住宅耐
震改修等事業補助金交付要綱第 10 条の規定により申請します。

記

補助申請区分	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事（利子補給制度利用） ☐ 耐震改修工事（耐風改修工事を含む） ☐ 耐震シェルター設置工事		
住宅所在地	大洲市		
改修耐震診断評価 番号・年月日			
完了予定年月日	年 月 日（申請区分のうち、最終の完了予定日）		
	事業費（税抜）	補助限度額	補助金交付 申請額（予定）
耐震改修設計費	円	限度額 200,000円	円
耐震改修工事費	円	限度額 1,150,000円	円
耐風改修工事費	円	限度額 552,000円	円
工事監理費	円	限度額 ー	ー
耐震シェルター設置工事費	円	限度額 400,000円	円
合計	円	限度額 1,902,000円	円

<裏面に続く>

提出書類一覧

耐震改修設計	☐ 耐震改修計画書 ☐ 耐震改修設計図 ☐ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し） ☐ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価証（写し） ☐ 耐震改修設計請負契約書（写し）
耐震改修工事	☐ 耐震改修工事費見積内訳書 ☐ 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第7-2号）（※利子補給制度を利用する場合）
耐風改修工事	☐ 耐風診断調査票（様式第7-3号及び様式第7-4号） ☐ 耐風改修計画書（様式第7-5号） ☐ 耐風改修設計図 ☐ 耐風改修工事費見積内訳書
工事監理	☐ 工事監理見積内訳書
耐震シェルター設置工事	☐ 耐震シェルター設置工事設計図書 ☐ 公的機関等により安全性等の評価又は選定を受けていることを証する書類、若しくは安全性を確かめることができる構造計算書（※構造計算書については県の審査を受けたもの） ☐ 耐震シェルター設置工事費見積内訳書
その他	☐ 市長が必要と認める書類

※耐震改修工事等に係る代理受領を利用する場合は、代理受領予定届出書（様式第8号）を提出して下さい。

大洲市長 様

【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書

【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度を利用するため、「【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 (【リ・バース 6 0】のお申込人) ※【リ・バース 6 0】のお申込人が 2 人の場合、いずれかの方がご記入ください。	氏名	フリガナ _____	押印 不要
	住所	〒 (—)	
	T E L		
	補助申請者 氏名	(【リ・バース 6 0】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載)	
改修する住宅の所在地 (地名地番)			
補助事業等名			

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

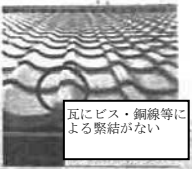
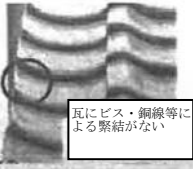
誓約事項	
☐	【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。 現時点で合致していない要件につきまして、補助申請時に 満たすことを誓約します。
提出書類 (いずれかにチェック)	
☐	本申請書提出時点で、補助申請書類 提出済みです。
☐	本申請書提出時点で、補助申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、補助対象であることを証明する資料 (補助申請書類) を提出します。 ただし、現時点で 提出 (取得) できない書類について、補助申請時に提出します。
承諾事項	
☐	次の①から③までの全ての事項について承諾します。
①	補助事業等の対象とならない場合、【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。
②	【リ・バース 6 0】の要件に合致しない場合、【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。 【リ・バース 6 0】取扱金融機関の審査の結果、【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度の利用ができないことがあること。
③	本申請に関する情報 (申請者及び補助申請者の情報を含む。) 、【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

(地方公共団体使用欄)

受付欄	

様式 7-3 号（第 10 条関係）

耐風診断調査票（一次診断）
【木造住宅耐震（診断・改修）事業等補助金用】

対象	項目	記入欄
一次診断者	所属名	
	診断者名	
	所在地	
	連絡先	TEL : Mail :
評価依頼者	氏名	様 連絡先 :
建築物の概要等（ヒアリング）	所在地	
	竣工時期	築年数 年 竣工時期 西暦 年 ☐ 不明
	増築有無	☐ 無 ☐ 有 増築部築年数 年 概要 :
	階数	☐ 平屋 ☐ 2 階建 屋根勾配 : ☐ 6 寸以下 ☐ 急勾配
	屋根形状	☐ 寄棟 ☐ 切妻 ☐ 入母屋 ☐ 片流れ ☐ その他（ ）
	屋根材	☐ 粘土瓦 ☐ PC 瓦 ☐ J 形 ☐ F 形 ☐ S 形 ☐ 瓦かどうか不明 ☐ 瓦以外の屋根材
	屋根改修	☐ 無 ☐ 有 実施時期 西暦 年 概要 :
	屋根不具合	☐ 無 ☐ 有 ☐ 雨漏り（ ） ☐ しっくいのはがれ（ ） ☐ その他（ ）
屋根診断（地上からの目視等）	全体調査	☐ 屋根に被害がある ☐ 屋根に変形・歪みがある ☐ 瓦が飛散している ☐ 瓦が崩れている ☐ 瓦が破損している ☐ 瓦にずれや浮上がりがある ☐ 接着剤の流出痕がある ☐ その他の破損等（ ）
	適合診断	☐ 上記の「全体調査」に該当する項目がある
		☐ 2001 年より以前に施行された瓦屋根の建築物であり、屋根改修がされていない。
		☐ 瓦屋根が土葺き工法だと思われる。 ☐ 瓦屋根の工法が不明
		☐ 瓦屋根が非防災タイプだと思われる。 ☐ 瓦屋根の種類が不明
		☐ 瓦屋根の緊結方法が下図のような方法となっている。
		軒  瓦にビス・銅線等による緊結がない 軒瓦に緊結材が見えない けらば  瓦にビス・銅線等による緊結がない 袖瓦に緊結材が見えない むね  瓦にボルト・ビス等による緊結がない 緊結材が見える 平部  瓦の配置が蛇行しており、留め付けがされていない可能性が高い 平部がずれている
診断結果	☐ 地震又は強風により脱落・飛散するおそれが低い（上記「適合診断」に該当する項目がない）。	
	☐ 耐震性・耐風性を確認するためには二次診断の実施が必要（上記「適合診断」に該当する項目が 1 以上ある）。	
所見		

様式 7-4 号（第 10 条関係）

耐風診断調査票（二次診断）
【木造住宅耐震（診断・改修）事業等補助金用】

対象	項目	記入欄
調査担当	会社名・代表者	会社名： 代表者名：
	所在地	
	連絡先	TEL： Mail：
	診断資格者名	氏名：
	診断者の資格	☐ 瓦屋根診断技士 ☐ 瓦屋根工事技士 ☐ かわらぶき技能士（1 級、2 級） ☐ 建築士（1 級、2 級、木造） ☐ その他
依頼者	氏名	様
対象建物	住所	
	瓦の種類	☐ J 形 ☐ F 形 ☐ S 形 ☐ PC 瓦 ☐ その他（ ） ☐ 防災瓦 ☐ 非防災瓦
	構法	☐ 引掛け桧 ☐ 土葺き ☐ 接着補強 ☐ その他（ ） ☐ 不明（ ）
平部	桧瓦の留め付け	☐ 全数 ☐ 千鳥緊結 ☐ （ ）枚おきに留め付け ☐ 無緊結 ☐ 不明（ ） ☐ くぎ（1 本以上） ☐ ねじ（1 本以上） ☐ 緊結線 ☐ その他（ ） ☐ 不明（ ） ☐ 瓦の種類が F 形かつ非防災瓦である場合、くぎ等 2 本以上で緊結
	劣化・損傷等の状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 部位： ☐ 瓦 ☐ 接合部 ☐ 瓦桧木 ☐ 下葺き材（種類： ） 状態： ☐ 割れ ☐ 浮き ☐ ズレ ☐ 飛散・脱落 ☐ 損傷 ☐ その他（ ）
軒部	軒瓦の留め付け	☐ 全数 3 点緊結 尻部（2 本以上）： ☐ くぎ ☐ ねじ ☐ 緊結線 補強（1 本以上）： ☐ パッキン付ねじ ☐ 7 形くぎ ☐ 緊結線 ☐ 全数補強なし ☐ 補強なし ☐ 不明（ ）
	劣化・損傷等の状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 状態： ☐ 割れ ☐ 浮き ☐ ズレ ☐ 飛散・脱落 ☐ 損傷 ☐ その他（ ）
けらば部	袖瓦の留め付け	☐ 全数 3 点緊結 尻部（2 本以上）： ☐ くぎ ☐ ねじ ☐ 緊結線 補強（1 本以上）： ☐ パッキン付ねじ ☐ 7 形くぎ ☐ 緊結線 ☐ 全数補強なし ☐ 補強なし ☐ 不明（ ）
	劣化・損傷等の状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 状態： ☐ 割れ ☐ 浮き ☐ ズレ ☐ 飛散・脱落 ☐ 損傷 ☐ その他（ ）
棟部	棟の種類・状態	☐ 冠瓦 伏せ棟の場合 冠瓦の固定： ☐ 全数留め付け ☐ （ ）枚おきに留め付け ☐ なし ☐ ねじ ☐ くぎ ☐ 緊結線 不明（ ）
		☐ のし 瓦積み 棟の場合 大棟（ ）段 隅棟（ ）段 ☐ 下り棟（ ）段 冠瓦の固定： ☐ ねじ ☐ トンボ（棟芯あり） ☐ トンボ（棟芯なし） ☐ 大回 し等 ☐ なし ☐ 不明（ ） のし瓦の固定： ☐ 緊結線（相互緊結） ☐ なし ☐ 不明（ ）
	劣化状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 状態： ☐ 浮き・ズレ ☐ 脱落 ☐ 損傷 ☐ 緊結材の切れ・浮き ☐ しっくい劣化 ☐ その他（ ）
谷部	谷部の状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 状態： ☐ 瓦の浮き・ズレ・脱落 ☐ 板金の孔開 ☐ その他（ ）
改修が必要な部位★		☐ 平部 ☐ 軒部 ☐ けらば部 ☐ 棟部 ☐ 谷部 ☐ その他（ ）
診断結果		☐ 地震又は強風により脱落・飛散するおそれが低い。（上記「改修が必要な部位」がない） ☐ 耐震性・耐風性を確保するためには改修の実施が望ましい。（上記「改修が必要な部位」が 1 つ以上ある）
所見・要望事項		

※下線は令和 2 年国土交通省告示第 1435 号により改正（令和 4 年 1 月 1 日施行）された昭和 46 建告第 109 号の規定に対応する仕様を示す。

※著しく損傷・劣化等している場合は、その状況や位置が分かるように写真を撮影し、屋根伏図等にその位置と写真番号を示す。

★「改修が必要な部位」が告示基準に適合する場合、原則、その部位の改修工事については補助対象外とする。

☐ 屋根伏図 ☐ その他（ ）		
(写真を添付)		(写真を添付)
改修が必要な部位		改修案
☐1 階 ☐2 階	☐平部 ☐軒部 ☐けらば部 ☐棟部（ 棟） ☐谷部 ☐その他（ ）	
☐1 階 ☐2 階	☐平部 ☐軒部 ☐けらば部 ☐棟部（ 棟） ☐谷部 ☐その他（ ）	

上記のとおり調査したので報告します。	
年 月 日	
報告者（施工予定業者）	住 所
	氏 名

耐風改修計画書

1 補助対象木造住宅

所 有 者	住 所
	氏 名
住 宅 所 在 地	大洲市
基 準 風 速	m/ s

2 事業計画

瓦屋根を地震・強風に対して、安全な構造とすることを目的として葺替え工事を行う。

既存瓦屋根の種類	☐ J形 ☐ F形 ☐ S形 ☐ PC瓦 ☐ その他
瓦屋根の葺替え面積	m ²
葺替え後の屋根の種類	
事業経費	
事業開始（予定）年月日	年 月 日
事業完了（予定）年月日	年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

代理受領予定届出書

私は、大洲市木造住宅耐震改修等事業の実施に当たり、補助金の受領を下記の事業者に委任する予定です。

記

住 所	
事業者名	
代表者名	

様

大洲市長 印

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

補助申請区分	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事（利子補給制度利用） ☐ 耐震改修工事（耐風改修工事を含む） ☐ 耐震シェルター設置工事	
住宅所在地	大洲市	
改修耐震診断評価 番号・年月日		
完了予定年月日	年 月 日	
	補助限度額	補助金交付決定額
耐震改修設計費	限度額 200,000円	円
耐震改修工事費	限度額 1,150,000円	円
耐風改修工事費	限度額 552,000円	円
工事監理費	限度額 —	—
耐震シェルター設置工事費	限度額 400,000円	円
合計	限度額 1,902,000円	円

2 交付の条件

- （1）耐震改修工事及び耐風改修工事は、原則として年度内（3月末）までに完成するように実施して下さい。
- （2）大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を遵守してください。
- （3）この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- （4）この補助金については、市職員が調査することがあります。

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、下記のとおり交付することを却下したので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

記

却下の理由

申請者用

【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

様

大洲市長

印

年 月 日に提出された「【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書」による申請につきまして、次のとおり【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

発行日	年 月 日	発行番号	
改修する住宅の所在地 (地名地番)			
耐震改修工事費	円		
補助事業等名			
補助事業交付決定額			
連絡事項 ※必要に応じ追記可	①	本証明書の金融機関提出用は、【リ・バース 6 0】のご契約時まで に取扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バ ース 6 0】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご 注意ください。	
	②	本証明書の発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、 【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度の利用ができません。ま た、その旨を取扱金融機関にご連絡ください。	
	③	本証明書の発行後、【リ・バース 6 0】の融資を受けなくなった場 合又は【リ・バース 6 0】の融資が不承認となった場合は、速やか に（地方公共団体）までご連絡ください。	

対象となる取扱金融機関が限定されていますので、ご利用に当たっては、機構 H P にて確認してくだ
さい。

【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

大洲市長

印

年 月 日に提出された「【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書」による申請につきまして、次のとおり【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

発行日	年 月 日	発行番号	
改修する住宅の所在地 (地名地番)			
耐震改修工事費	円		
補助事業等名			
連絡事項 (融資申込者向け) ※必要に応じ追記可	①	本証明書は、【リ・バース 6 0】のご契約時までに取り扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。	
連絡事項 (金融機関向け) ※必要に応じ追記可	②	本証明書の発行後、上記補助事業等の対象となくなってしまう場合、【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度の利用ができません。お客さまからその旨の連絡があった場合は、速やかに住宅金融支援機構にご連絡ください。	
	③	本証明書の発行後、【リ・バース 6 0】の融資をお客さまが辞退された場合又は【リ・バース 6 0】の融資が不承認となった場合は、その旨の通知を申込者に対して発行いただき、速やかに住宅金融支援機構にご連絡ください。	

金融機関使用欄	
受付欄	備考

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金変更申請書

年 月 日付け大洲市指令第 号により交付決定通知を受けた大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、内容を下記のとおり変更したいので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により申請をします。

記

1 変更後の内容

補助申請区分	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事（利子補給制度利用） ☐ 耐震改修工事（耐風改修工事を含む） ☐ 耐震シェルター設置工事		
住宅所在地	大洲市		
改修耐震診断評価 番号・年月日			
完了予定年月日	年 月 日（申請区分のうち、最終の完了予定日）		
	事業費（税抜） （変更後）	補助限度額	補助金交付 申請額（変更）
耐震改修設計費	円	限度額 200,000円	円
耐震改修工事費	円	限度額 1,150,000円	円
耐風改修工事費	円	限度額 552,000円	円
工事監理費	円	限度額 —	—
耐震シェルター設置工事費	円	限度額 400,000円	円
合計	円	限度額 1,902,000円	円

2 変更理由

様

大洲市長 印

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで変更申請のありました大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、下記のとおり変更することに決定したので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

補助申請区分	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事（利子補給制度利用） ☐ 耐震改修工事（耐風改修工事を含む） ☐ 耐震シェルター設置工事	
住宅所在地	大洲市	
改修耐震診断評価 番号・年月日		
完了予定年月日	年 月 日	
	補助限度額	補助金変更交付決定額
耐震改修設計費	限度額 200,000円	円
耐震改修工事費	限度額 1,150,000円	円
耐風改修工事費	限度額 552,000円	円
工事監理費	限度額 —	—
耐震シェルター設置工事費	限度額 400,000円	円
合計	限度額 1,902,000円	円

2 交付の条件

- （1）耐震改修工事及び耐風改修工事は、原則として年度内（3月末）までに完成するように実施して下さい。
- （2）大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を遵守してください。
- （3）この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- （4）この補助金については、市職員が調査することがあります。

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け大洲市指令第 号により交付決定通知を受けた大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、交付申請の取下げをしたいので、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、届出をします。

記

取下げの理由

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請取下げ承認通知書

年 月 日付で 取下げ届のあった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

住宅所在地	
取下げの内容	

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業完了報告書

年 月 日付け大洲市指令第 号により交付決定通知を受けた大洲市
木造住宅耐震改修等事業補助金について、補助事業が完了したので、大洲市木造住宅耐
震改修等事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

補助対象区分	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震改修工事（利子補給制度利用） ☐ 耐震改修工事（耐風改修工事を含む） ☐ 耐震シェルター設置工事		
完了予定年月日	年 月 日		
	補助金交付決定額		
耐震改修設計費			円
耐震改修工事費			円
耐風改修工事費			円
耐震シェルター設置工事費			円
合計			円

< 裏面に続く >

提出書類一覧

耐震改修設計	☐ 耐震改修計画書 ☐ 耐震改修設計図 ☐ 木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し） ☐ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価証（写し） ☐ 耐震改修設計請負契約書（写し） ☐ 耐震改修設計代金領収書（写し）
耐震改修工事	☐ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書（写し） ☐ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書（写し） ☐ 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの） ☐ 耐震改修工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの） ☐ 耐震改修工事請負契約書（写し） ☐ 耐震改修工事代金領収書（写し）
耐風改修工事	☐ 耐風改修計画書（様式第7-5号） ☐ 耐風改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの） ☐ 耐風改修工事写真（耐風改修工事の内容が確認できるもの） ☐ 耐風改修工事請負契約書（写し） ☐ 耐風改修工事代金領収書（写し）
耐震シェルター設置工事	☐ 耐震シェルター設置工事竣工図（工事内容の記載されたもの） ☐ 耐震シェルター設置工事写真（工事内容が確認できるもの） ☐ 耐震シェルター設置工事請負契約書（写し） ☐ 耐震シェルター設置工事代金領収書（写し）
工事監理又は設置完了	☐ 完了時における工事監理（設置完了）報告書（様式第17号） ☐ 工事監理請負契約書（写し）
その他	☐ 市長が必要と認める書類

※交付申請時に提出している書類について、変更等が無いときは再度提出する必要はありません。

様式第 1 7 号（第 1 4 条関係）

完了時における工事監理（設置完了）報告書

申請者氏名			交付決定通知番号	
			大洲市指令第 号	
対象となる住宅所在地		大洲市		
施 工 者 (耐震改修工事業者)		会 社 名 : 建設業許可番号 : 担 当 者 氏 名 : 担 当 者 連 絡 先 :		
確認日		年 月 日	立会人	
手直し結果確認日		年 月 日		
措置項目	措置の有無	確認結果・手直し指摘事項	手直し結果	
地盤・基礎に関する措置	有・無			
建物上部構造に関する措置	有・無			
老朽度・その他に関する措置	有・無			
大洲市長 様 耐震改修工事 ☐ 耐風改修工事を含まない ☐ 耐風改修工事を含む 又は耐震シェルター設置工事完了段階での工事内容が適切であることを確認しました。 年 月 日 工事監理者氏名 (耐震シェルター設置工事の場合は施工者氏名) 上記の報告内容について確認しました。 年 月 日 申 請 者 氏 名				

第 号
年 月 日

様

大洲市長



大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金額 金 円

本通知を受けたときは、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（様式第 19 号）を提出して下さい。

ただし、耐震改修工事等に係る代理受領を利用する場合は、以下の書類を提出して下さい。

- (1) 大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（工事費の額を記載したもの）
- (2) 補助金の代理受領に係る委任状（様式第 20 号）

年 月 日

大洲市長 様

郵便番号
住 所
請求者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書

年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金額確定通知を受けた
大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金について、大洲市木造住宅耐震改修等事業補
助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先金融機関

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	預金の種類	普 通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

年 月 日

大洲市長 様

委任者 住 所
氏 名 印
電話番号

補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金額確定通知を受けた
大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金に係る受領権限を下記のとおり委任します。

記

- 1 補助金額 金 円
2 受任者（耐震改修等事業を行った事業者）

住 所
事業者名
代表者名 印

3 受任者振込口座名（補助金振込先口座）

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	預金の種類	普 通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第 号
年 月 日

様

大洲市長 印

大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のあった大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金については、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 1 6 条第 4 項の規定により、下記の補助金受領委任先事業者に対し、補助金交付額の交付手続が完了しましたので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金受領委任先事業者
- 事業者名 _____
- 代表者名 _____

大洲市長



年 月 日付け大洲市指令第 号で交付決定通知をした大洲市
木造住宅耐震改修等事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたの
で、大洲市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により通
知します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付決定取消額 金 円

3 取消理由